

土地収用法施行令に基づく公示送達について（公告）

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局（新潟県土木部用地・土地利用課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年9月4日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和7年8月15日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 事件名
二級河川鵜川水系鵜川ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類
令和7年8月7日付け令7（権）第1号及び令7（明）第1号「裁決書」の正本
- 3 送達を受けるべき者
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島5842番4の土地に存する物件（導水管）の所有者
住所 不明
氏名 不明